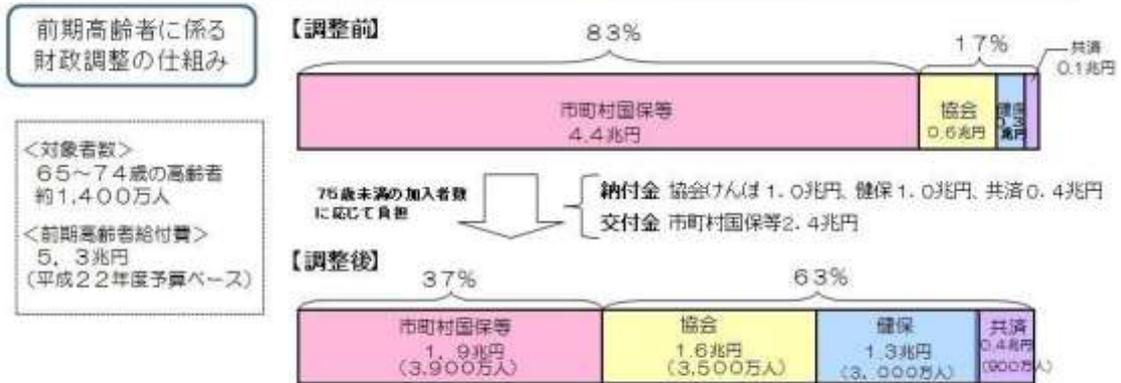


後期高齢者医療制度等の仕組み 2



(厚生労働省ホームページより転記)

(4) 運営主体

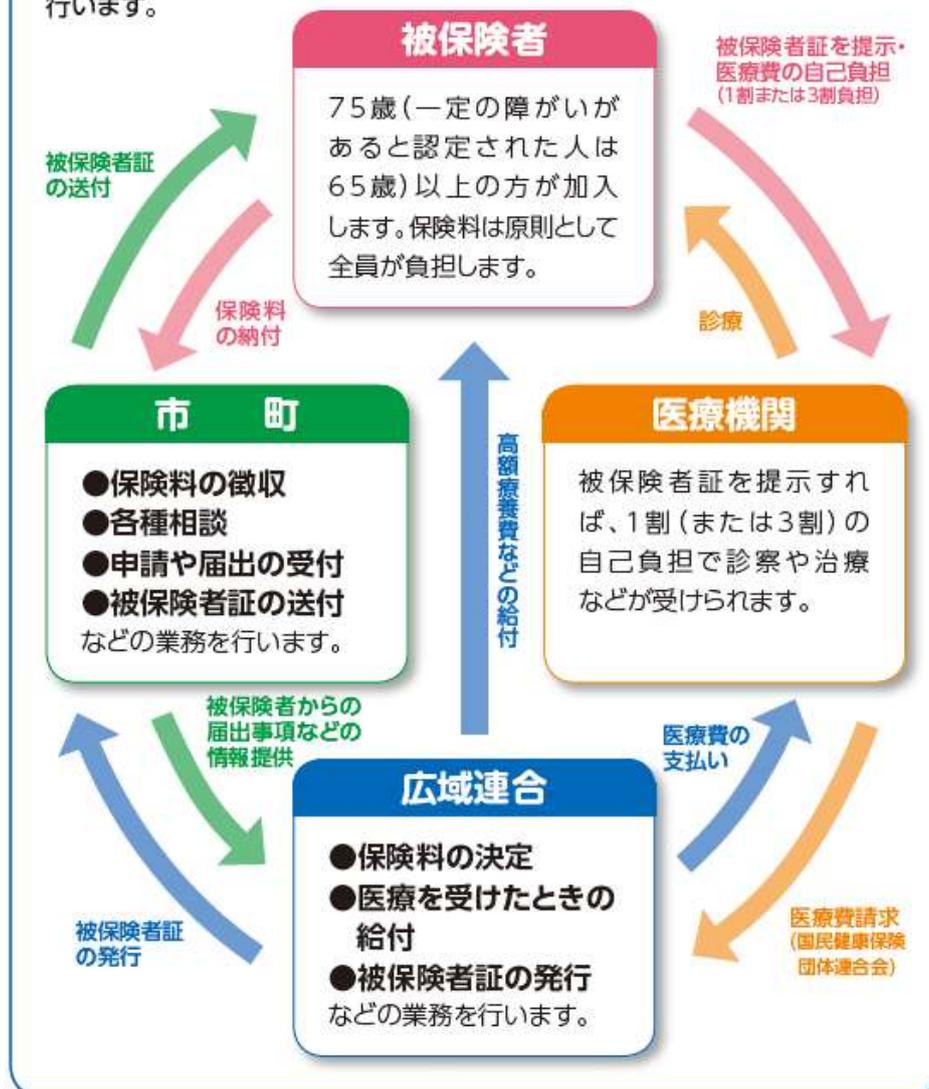
後期高齢者医療制度では、保険財政の安定化を図るため都道府県ごとに設置された広域連合が制度運営の主体となり、大津市は「滋賀県後期高齢者医療広域連合」に加入している。

従って、国民健康保険とは違い、保険料の決定、医療を受けたときの給付、被保険者証の発行、保健事業など主な運営は広域連合が行い、大津市は、各種手続きや相談の窓口として被保険者に対応し、被保険者証の発送や保険料の徴収などの事務を行う。

制度のしくみ

後期高齢者医療制度は、滋賀県のすべての市町で構成する滋賀県後期高齢者医療広域連合(広域連合)が保険者として運営します。

市町は保険料の徴収や各種相談および申請や届出の受付などの業務を行います。



(滋賀県後期高齢者医療広域連合のガイドブックより転記)

(5) 財政運営の仕組み

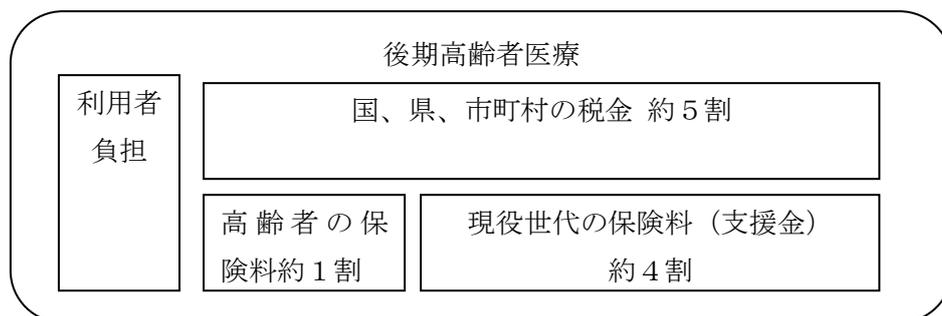
後期高齢者医療制度では、医療機関での窓口負担金を除く医療給付費について、以下の割合で負担する。

国や県、市町村が負担する公費 約5割(税金)

後期高齢者支援金 約4割

現役世代の人が加入している各種医療保険制度からの支援

被保険者(高齢者)の保険料 約1割



保険料

① 保険料の算定

広域連合が被保険者に対して課する保険料は、被保険者につき算定した「所得割額」と「均等割額」の合計額とされている。「均等割額」と「所得割額」の算定料率である所得割率は、広域連合ごとに区域内にわたって均一に定められており、2年に一度の改定が行われる。

平成23年度の滋賀県の広域連合における「均等割額」と所得割率は、以下のようになる。

(均等割額)	(所得割額)	(合計)
38,645円	+ 「基礎控除後の総所得金額」×7.18%	= 年間保険料
	所得割率	<上限額50万円>

「基礎控除後の総所得金額」とは地方税に規定する総所得金額及び山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除（33万円）を控除した金額である。

② 軽減措置

低所得者のための保険料の軽減措置があり、均等割額の場合、所得に応じて9割軽減、8.5割軽減、5割軽減、2割軽減の措置がとられている。所得割額は「基礎控除後の総所得金額」が58万円以下の被保険者については5割軽減の措置がとられている。

以下に、被保険者1人暮らしで公的年金収入額が200万円の場合の保険料計算例を示す。

公的年金収入額	2,000,000円（他に収入はないものとする）
総所得金額	800,000円（雑所得 2,000,000円－1,200,000円）
保険料	
均等割額	38,645円×0.8＝30,916円（2割軽減）
所得割額	(800,000円－330,000円)×7.18%×0.5＝16,873円（5割軽減）
合計額	30,916円＋16,873円＝47,789円（年間保険料）

③ 減免制度

広域連合の「保険料減免等事務処理要領」によると、「被保険者及び連帯納付義務者が

その資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず、保険料を負担することが著しく困難であると認められる場合には減免制度を適用する。」とされている。さらに減免対象となる状況の判断を条例により定めており、下記のような状態を列挙している。

- (ア) 災害により財産に著しい損害をうけたこと。
- (イ) 世帯主の死亡、心身に重大な障害、長期入院により収入が著しく減少。
- (ウ) 事業、業務の休廃止、事業損失、失業等により収入が著しく減少。
- (エ) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁により収入が著しく減少。

(6) 給付の内容

病気やけがで診療を受けた時に医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担額は、被保険者の所得に応じて、医療費の1割負担と3割負担とに区分されている。

自己負担割合	所得区分	
3割	現役並み所得者 ・住民税課税所得が145万円以上の方 ・上記の方と同一世帯の方 《次にあてはまる場合は、申請すると1割負担になる》 ・被保険者の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満 ・被保険者が1人の世帯で、住民課税所得が145万円以上かつ収入が383万円以上の場合に、同一世代の70歳以上75歳未満の方を含めた収入合計が520万円未満	
1割	一般 現役並み所得者・住民税非課税世帯以外の方	
	住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ 同一世帯の全員が住民税非課税の方（低所得者Ⅰ以外）
		低所得者Ⅰ 同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方（年金所得は控除額を80万円として計算）

上記表を総括すると、自己負担割合は1割負担が基本であり、住民税課税所得が145万円以上の現役並み所得者は3割負担となる。また、3割負担であっても被保険者本人や世帯の合計収入により1割負担になる場合もあるが、本人からの申請がなければ適用されない。担当部局によると、前年の所得が増加し負担割合が1割から3割に上がった場合などに、申請を促すことは良くあるが、申請をしない人もいるとのことである。

また、入院中の食事代などの標準負担額（1食あたり）や高額医療の「自己負担月額限度額」についても、現役並み所得者、一般、低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱに分かれている。

(7) 保険料の徴収

保険料の徴収方法は2種類あり、基本は年金天引きの特別徴収である。

<特別徴収>

2ヶ月に1回の年金受給金額から後期高齢者医療保険料が差し引かれる。

介護保険料がある場合には、後期高齢者医療保険料に優先して介護保険料が年金から差し引かれる。

<普通徴収>

以下の場合などは特別徴収とはならず、口座振替又は納付書により市へ保険料を支払う普通徴収となる。

- ・年金が年額18万円未満
- ・介護保険料＋後期高齢者医療保険料＞年金額×1/2
- ・後期高齢者医療制度に加入した当初
- ・年度の途中で他の市区町村から転入した時

また、上記の場合以外でも、大津市では本人の希望により口座振替による普通徴収を受け付けている。

2. 事務の執行

(1) 保険料の徴収

後期高齢者医療制度の保険者は広域連合となっているため、被保険者各人の保険料の決定、被保険者証の発行、並びに保険料決定通知書の発行は広域連合が行い、大津市は被保険者証や保険料決定通知書の発送事務、保険料徴収事務などを行うとともに、各種手続きや滞納などの相談窓口として被保険者に接している。

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第19条・20条に「市及び町が市及び町に住所を有する被保険者から保険料を徴収し、その徴収した保険料を広域連合に納付する」と規定されており、保険料の徴収と広域連合への納付が後期高齢者医療事業の事務執行における大津市の重要な役割となっている。大津市は、広域連合において決定された保険料の情報を入手し、それに基づき被保険者毎の納付方法を決め、毎年7月に保険料決定通知書を各被保険者へ発送する。さらに1年毎の更新となる被保険者証の発送も大津市が行う。担当部局によると、住所不定や転居などの理由で被保険者証や保険料決定通知書が届かない可能性のある所へも、一旦は被保険者証や保険料決定通知書を送っているとのことである。

保険料と自己負担割合は前年所得によって決定されるため、所得の大半が年金ではあるが、他に収入があった翌年などは、保険料が大幅に上がることもある。

担当部局によると、平成24年度は保険料の改定もあり、保険料が大幅に上がった者が、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える結果になり、年金天引きの特別徴収が出来ず普通徴収に変更になった者から「なぜ年金から引いてくれない

のか」などの問い合わせが多数あったとのことである。

平成21年度から平成23年度における徴収方法別の収納割合は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	区 分	被保険者数	収入済額	構成比
平成21年度	特別徴収	31,561人	1,409,811	67.2%
	普通徴収		686,805	32.8%
	合計		2,096,617	100.0%
平成22年度	特別徴収	32,750人	1,520,443	69.0%
	普通徴収		682,781	31.0%
	合計		2,203,225	100.0%
平成23年度	特別徴収	33,852人	1,569,598	69.4%
	普通徴収		691,291	30.6%
	合計		2,260,890	100.0%

3年間で被保険者数は2,291人増え、保険料収入額は164,273千円増加した。また、全体の7割近くが年金天引きの特別徴収となっている。

概要（7）保険料の徴収にも記載したが、一定の場合には特別徴収ができず普通徴収となる。被保険者等の希望により、特別徴収から普通徴収に切り替える場合は、原則口座振替のみで現金などによる納付は認められていない。特別徴収は年金天引きであるため、徴収漏れはないが、口座振替による普通徴収は預金残高不足などを原因とした徴収漏れが発生し、この徴収漏れによる滞納額の管理と事後の徴収事務も大津市が行う。

(2) 保険料の滞納

大津市は保険料の滞納に対して「後期高齢者医療制度保険料後期高齢債権管理マニュアル」（以下「後期高齢債権管理マニュアル」）という）を作成し、事務の統一化を図っている。

大津市における保険収納率は以下のとおりである。 (単位：千円)

年 度	区 分	調定額	収入済額	収納率	前年比較
平成21年度	特別徴収	1,407,844	1,407,844	100.00%	—
	普通徴収	689,678	675,306	97.92%	—
	現年度分計	2,097,523	2,083,151	99.31%	—
	繰越	17,731	11,169	62.99%	—
	合計	2,115,254	2,094,320	99.01%	—
平成22年度	特別徴収	1,517,978	1,517,978	100.00%	0.00%
	普通徴収	686,852	671,780	97.81%	△0.11%
	現年度分計	2,204,830	2,189,758	99.32%	0.00%
	繰越	20,862	10,683	51.21%	△11.78%
	合計	2,225,693	2,200,442	98.87%	△0.14%
平成23年度	特別徴収	1,567,270	1,567,270	100.00%	0.00%
	普通徴収	696,884	682,052	97.87%	0.07%
	現年度分計	2,264,155	2,249,323	99.34%	0.03%
	繰越	23,353	8,895	38.09%	△13.12%
	合計	2,287,509	2,258,219	98.72%	△0.15%

各年度も特別徴収と普通徴収を合わせた現年度分計の収集率は99.3%前後で安定しているが、繰越分の調定額が年々増加しているにもかかわらず、収入済額が年々減少しているため収納率が悪化している。

後期高齢債権管理マニュアルによる滞納整理の流れは以下のとおりである。

納付期限

↓

督促状送達 期限の翌日から起算して20日目に指定して発行

↓

文書による催告 後期高齢者システム（管理台帳）へ入力
督促後も納付がない場合には随時催告

↓

まずは文章による催告書を発送

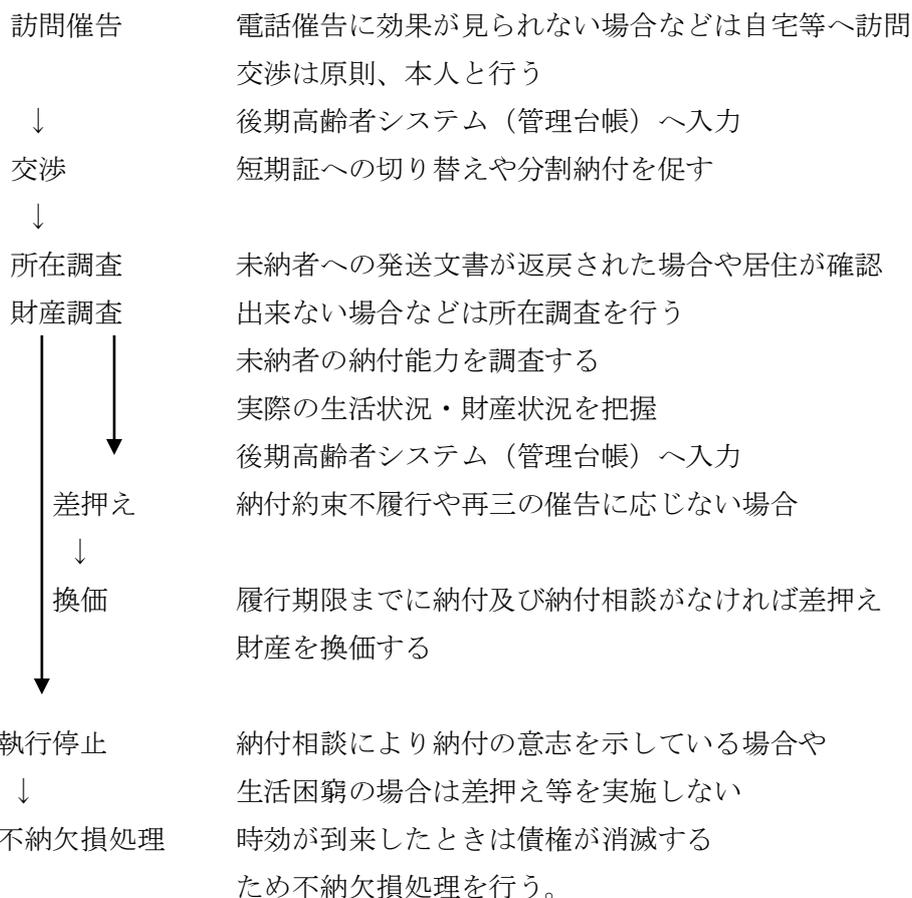
↓

催告書には債権額、延滞金額、納付期限等を記載

電話による催告 反応がない場合、電話による催告へ移行

↓

交渉は原則、本人と行う



<延滞金>

後期高齢債権管理マニュアルによると、「大津市では未納分については、死亡、行方不明、生活困窮などやむを得ない理由により未納となっているものと判断しており、後期高齢者医療に関する条例第6条第3項を適用し、延滞金を徴収しない。」となっている。

[後期高齢者医療に関する条例]

(延滞金)

第6条 普通徴収の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 2 前項の延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。
- 3 市長は、普通徴収の納付義務者が納期限までに保険料を納めないことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、前2項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。
- 4 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

<時効>

後期高齢者医療保険料の時効は2年である。

高齢者の医療に関する法律160条第1項には「保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び後期高齢者医療給付を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。」とされている。

後期高齢債権管理マニュアルでは、「未納保険料については、督促、債務承認、一部納付、差押えにより、時効の中断に努めるものとする」とされている。担当部局においても、分割納付の承認を取ったり、「債務承認及び分割納付誓約書」などの書面を取ったりして、できる限り時効の中断に努めている。また、分割納付分の保険料を徴収した場合も基本的には、過年度分の古い保険料から充当している。

<不納欠損処理>

後期高齢債権管理マニュアルによると、「大津市では未納保険料で、死亡、行方不明、生活困窮などやむを得ない理由により徴収困難となり、時効（2年）が到来した分については、毎年度末に不納欠損処理を行う」となっている。

担当部局によると、上記記載のとおりできる限り時効を中断させ、保険料の徴収に努力しているが、保険料の滞納が本当にやむを得ない状況であると判断できる場合には、時効到来分について不納欠損処理を行っているとのことである。

過去3年間の不納欠損処理状況は、次のとおりである。

平成23年度	81人	1,892千円
平成22年度	75人	1,691千円
平成21年度	不納欠損処理なし	

(3) 短期証の発行

通常被保険者証の有効期間は1年であり、毎年8月に被保険者証が更新され、これを一般証と呼ぶが、保険料の滞納がある場合は、窓口で保険料徴収を直接本人へ働きかける機会を確保する観点から、有効期限の短い被保険者証（以下「短期証」という。）を発行している。

短期被保険者証交付等事務処理要領【市町担当者用】には短期証発行に関する事務の取り扱いが、市町と広域連合とに区分整理され記載されている。

短期証には有効期限が6ヶ月と3ヶ月のものがあり、前年度と当該年度の納期到来済の保険料未納額の合計額が、前年度と当該年度の納期到来済の保険料調定額の合計額の2分の1以上ある者、若しくは前々年度又はそれ以前の年度に保険料の未納のある者が、6ヶ月の短期証交付対象者となる。そして、市の担当部局は6ヶ月の短期証を交付した者に対して、滞納保険料の納付を催促し、納付方法などの相談に応じる。それでも納付相談において取り決めた事項について履行しない状況が続く場合には、3ヶ月の短期証の交付へ移行する。短期証を交付したときは「短期証交付管理台帳」を作成し、その後の異動等を管理することとなっている。

そして、3ヶ月の短期証を交付してもなお、滞納保険料の納付がない、あるいは納付意志がない、音信不通などの状況が続けば、広域連合審査会及び大津市資格証明書交付審査会を経て、被保険者資格証明書の交付へと変わり、その者の医療機関での自己負担割合は10割となる。ただし、実際には厚生労働省の指導により被保険者資格証明書の交付は行われていない。

(4) 滞納保険料に対する大津市の対応

大津市における平成24年3月末現在の滞納保険料（収入未済額）は、現年度分14,887千円、過年度分12,565千円の計27,452千円の453人であるが、以下の表に示すように被保険者の増加とともに滞納保険料も増加している。

年度別滞納保険料（決算額）

（単位：千円）

年度／項目		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		金額	人数	金額	人数	金額	人数
現年度分 ①		14,371	491人	15,072	364人	14,887	347人
過年度分	未納保険料	6,562	199人	10,178	251人	14,457	228人
	不納欠損	—	—人	△1,691	△75人	△1,892	△81人
	差引滞納額②	6,562	199人	8,487	216人	12,565	198人
滞納保険料合計（①+②）		20,934	584人	23,559	470人	27,452	453人
被保険者数		—	31,561人	—	32,750人	—	33,852人

※未納者において現年分と過年分、又は不納欠損分で重複している人がいるため、人数の合計数は合わない。

また、大津市における平成24年3月末現在の短期証の発行は6ヶ月短期証が54件、3ヶ月短期証が24件である。

大津市では滞納保険料への対応は、「後期高齢債権管理マニュアル」並びに「短期被保険者証交付等事務処理要領」に沿って行われている。滞納保険料の債権管理も後期高齢者システム（管理台帳）へ特記事項として、催告の内容、相手の対応、短期証の交付や催告日などが入力され、記録されている。

担当部局によると被保険者が高齢であることなどへ配慮し、督促状の督促手数料（100円）は徴収しているが、延滞金は賦課しておらず、電話による催告に留まり、訪問による催告は行っていない。従って本制度導入以来、大津市においては、差押え処分にまで至った事案はない。

(5) 減免制度

減免制度については、滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「条例」という）第17条、滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免取扱い要綱並びに保険料減免等事務処理要領 市町担当者用にその取扱いが記載されている。

条例第17条第1項には被保険者等が災害により住宅、家財、又はその他の財産について著

しい損害を受けた場合に、第2項から第4項には、死亡、長期入院、事業の休廃業、農作物の不作などで収入が著しく減少した場合に、第5項には刑事施設等に拘禁された場合に、保険料を減免するとなっている。

担当部局によれば、減免の決定は大津市ではなく広域連合が行っており、広域連合は被保険者に対して減免制度の促しは行っておらず、災害や収監などのやむを得ない状況以外は弾力的な運用を行わず、実際に減免を受け付けていないとのことである。

(6) 滋賀県下各市町の徴収率

滋賀県下の各市町の平成23年度現年分保険料全体の収納状況は以下の表のとおりであるが、大津市の収納率は99.34%で全体平均99.60%を下回り、全19市町のうち18位であった。県下全体の収納状況は被保険者数が少なく、徴収保険料の少ない市町ほど収納率が高く、徴収保険料の多い市町ほどやや収納率が下がる傾向にある。大津市は他の市町とは比較にならない程の保険料額であり、市の徴収事務の労力も相当なものではある。しかし、未納者も滞納額も他の市町に比べ多く、収納率も劣っており、大津市の未納額が県全体の45.37%（14,887千円／32,810千円）を占めている。全国的にも滋賀県の徴収率は高く、平成20年度99.41%（2位）、平成21年度99.49%（3位）、平成22年度99.59%（2位）ではある。

滋賀県下各市町の徴収率 平成23年度保険料全体 (単位：千円)

市町名	①調定額	②収納額 (過誤納除く)	③未納額 (①－②)	未納者数	収納率	前年度 収納率
大津市	2,264,155	2,249,267	14,887	347	99.34%	99.32%
彦根市	705,162	703,649	1,512	63	99.79%	99.64%
長浜市	766,227	764,011	2,216	45	99.71%	99.68%
近江八幡市	445,384	444,211	1,173	91	99.74%	99.70%
草津市	665,661	664,201	1,460	48	99.78%	99.67%
守山市	410,777	409,392	1,385	40	99.66%	99.72%
栗東市	325,708	324,327	1,380	42	99.58%	99.69%
甲賀市	534,555	531,905	2,650	97	99.50%	99.53%
野洲市	288,406	287,939	467	23	99.84%	99.76%
湖南市	248,415	247,300	1,114	26	99.55%	99.77%
高島市	308,539	307,819	720	41	99.77%	99.60%
東近江市	577,609	575,244	2,364	121	99.59%	99.75%
米原市	301,774	300,918	856	30	99.72%	99.65%
日野町	123,779	123,675	103	9	99.92%	99.96%
竜王町	50,154	50,154	—	—	100%	100%
愛荘町	97,612	97,526	85	4	99.91%	99.98%
豊郷町	27,734	27,461	273	5	99.01%	99.93%
甲良町	34,142	34,084	57	6	99.83%	99.71%
多賀町	54,000	53,900	99	4	99.82%	99.71%
合計	8,229,803	8,196,992	32,810	1,042	99.60%	99.59%

3. 歳入歳出決算状況

歳入歳出決算状況の最近3期間の推移は次表のとおりである。

【歳入】

(単位：千円)

科 目		平成21年度	平成22年度	平成23年度	
後期高齢者医療保険料	普通徴収 保険料	現年度分	675,636	672,075	682,337
		滞納繰越分	11,169	10,706	8,953
		小 計	686,805	682,781	691,291
	特別徴収 保険料	現年度分	1,409,811	1,520,443	1,569,598
		滞納繰越分	—	—	—
		小 計	1,409,811	1,520,443	1,569,598
合 計		2,096,617	2,203,225	2,260,890	
使用料及び手数料	督促手数料	711	399	333	
	納税証明書交付手数料	—	—	—	
	合 計	711	399	333	
国庫支出金	国庫補助金	9,429	—	—	
繰入金	一般会計事務費	56,370	54,615	61,287	
	一般会計保険基盤安定	337,098	356,654	371,483	
	合 計	393,468	411,270	432,770	
繰 越 金		12,655	14,918	12,484	
諸収入	延滞金	—	—	—	
	過料	—	—	—	
	保険料還付金	2,785	3,238	3,153	
	還付加算金	—	—	—	
	雑入	20,128	2,682	1,073	
	合 計	22,913	5,921	4,226	
総 合 計		2,535,795	2,635,734	2,710,706	

延滞金及び過料は予算額の計上は行われるが、実際には徴収していない。

繰入金は一般会計からの繰入金であり、詳細は「4. 一般会計からの繰入金」で説明する。

平成21年度の国庫補助金9,429千円は高齢者医療制度円滑運営事業費補助金であり、同額が歳出の委託料に計上されている。

【歳出】

(単位:千円)

科 目		平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総 務 費	報酬	4,394	5,528	7,766	
	共済費	561	789	1,052	
	賃金	4,742	4,695	3,188	
	報償費	574	705	384	
	旅費	1	2	1	
	消耗品費	438	499	471	
	印刷製本費	802	639	1,086	
	通信運搬費	17,621	17,510	17,540	
	手数料	—	—	—	
	保険料	—	—	—	
	委託料	34,795	19,204	23,384	
	使用料及び賃貸料	7,808	7,808	7,808	
	備品購入費	14,910	308	—	
	負担金、補助及び交付金	—	—	—	
	償還金、利子及び割引料	—	—	—	
	小 計	86,648	57,693	62,683	
	徴 収 金	旅費	—	—	—
		通信運搬費	—	—	—
		手数料	—	—	—
		小 計	—	—	—
合計	86,648	57,693	62,683		
広 域 連 合 納 付 金	保険料分	2,094,342	2,205,658	2,228,954	
	基盤安定分	337,098	356,654	371,483	
	延滞金分	—	—	—	
	合 計	2,431,440	2,562,313	2,600,437	
諸 支 出	保険料還付金	2,788	3,242	3,155	
	還付加算金	—	—	—	
	合 計	2,788	3,242	3,155	
予 備 費	—	—	—		
総 合 計	2,520,877	2,623,249	2,666,276		

平成21年度の委託料のうち9,429千円は高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の対象となった委託料であり、同額が歳入の国庫補助金に計上されている。

4. 一般会計からの繰入金について

一般会計からの繰入金は、平成23年度で432,770千円であるが、そのうち371,483千円は保険基盤安定制度に規定されている「一般会計保険基盤安定」による歳入であり、大津市に裁量の余地はない。保険基盤安定制度とは、将来の財政リスクに備えて、国・都道府県が共同して責任を果たす仕組みが設けられている財政リスク軽減措置における制度の一つである。一般会計保険基盤安定は、軽減措置により保険料が減額した部分の財源を滋賀県が3/4、大津市が1/4負担している金額の大津市負担分である。

また残額61,287千円は、「一般会計事務費」であり、一般会計からの繰入金は一定のルールに基づき計算されている。計算の考え方は、後期高齢者医療事業に係わる一般管理費のうち、督促手数料収入と雑収入で賄いきれない部分を一般会計から補う形となっている。

平成23年度の繰入金の算出は以下のとおりである。

歳出	一般管理費	62,683千円
	保険料還付金	3,155千円
	予備費	一千円
歳入	督促手数料	△333千円
	保険料還付金	△3,153千円
	雑入	△1,073千円
調整額		△1千円
差引繰入金		61,287千円

II. 監査手続

後期高齢者医療事業特別会計について以下の監査手続を実施した。

- (1) 制度の概要について広域連合発行のガイドブックに沿って担当者より説明を受けた。
- (2) 大津市における事務の執行について担当者に質問した。
- (3) 後期高齢者医療事業特別会計の過去3年間の決算書を入手し分析を行った。
- (4) 滞納整理について、滞納状況並びに対応業務について担当者に質問した。
- (5) 長期保険料滞納者の明細書及び管理台帳を入手し検討した。
- (6) 滋賀県下における各市町の保険料対策実施状況を入手し分析した。
- (7) 保険料減免等事務処理要領、短期被保険者証交付等事務処理要領、及び後期高齢債権管理マニュアルを入手し検討した。

III. 監査結果

1. 軽減措置について

保険料の軽減は被保険者の所得により、所得割額と均等割額が軽減されるが、この制度は被保険者が申請して適用されるものではなく、大津市が把握している各被保険者の所得金額を広域連合へ報告し、広域連合が保険料を決定するシステムになっている。また、この軽減措置は所得税の確定申告及び市民税の市申告を済ませた者並びに年金受給者で所得が把握できる者に適用されるため、未申告の者は例え所得金額が低額であっても軽減措置は受けられない。

また、大津市では慣習的に80歳以上の被保険者については、所得申告がなくても未申告扱いにはしていないが、明文化されたものはない。法令等の明文化されたルールがない状況で、確定申告がなくても未申告扱いにはしないという慣習的取り扱いは、改めるべきである。75歳以上80歳未満と80歳以上を区分せず、同一の取扱いにすべきである。

2. 延滞金について

後期高齢者医療に関する条例第6条第1項には、「普通徴収の納付義務者は、納付期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に延滞金額を加算して納付しなければならない」とされている。またその第3項には、「市長は、やむを得ない理由があると認める時には、延滞金を減額し、又は免除することができる」とされている。

大津市の後期高齢債権管理マニュアルでは、「保険料未納者について死亡、行方不明、生活困窮などのやむを得ない理由があると判断して、延滞金を徴収しない」としている。つまり、全ての保険料未納者に対して延滞金を徴収する意思がなく、実際に延滞金を徴収していない。

広域連合の滋賀県下19の市町でも延滞金を徴収していない市町はあるが、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、野洲市、湖南市の六つの主要な市は延滞金の徴収を行っている。大津市も高齢化に伴い被保険者が増える事を踏まえ、法令等の規定に基づいて延滞金の徴収を検討すべきである。

IV. 意見

1. 滞納保険料について

被保険者の増加に伴い保険料の滞納額も年々増加しており、平成21年度20,934千円であった滞納額が平成23年度では27,452千円にまで増え、金額は6,518千円、率は31%も増加した。特に過年度分滞納額の増加が著しく、平成21年度6,562千円であった滞納額が平成23年度では12,565千円にまで増え、概ね2倍近くになった。

(1) 訪問催告

大津市の後期高齢債権管理マニュアルでは自宅等の訪問催告に関しての記載があるが、「電話催告に効果が見られなかったり、電話番号が判明しない場合は、自宅等へ訪問催告を検討する。」に留まっており、実施するとは書かれておらず、実際に行われていない。広域連合の滋賀県下19の市町で臨戸訪問を行っていないのは大津市だけである。

普通徴収による滞納者で常習化しているものが100人前後いると思われる。特に普通徴収を選択した者に対して、滞納を理由に大津市の判断で特別徴収には戻せない制度となっているため、それが故意、悪質であっても、徴収交渉を行わなければならない、年々増え続けている状況に担当部局も問題意識は持っている。

訪問催告など一歩踏み込んだ交渉を行うことにより、長期滞納者へ接触が図られ、滞納者の生活状況も把握でき、悪質な滞納者に対しては毅然とした徴収態度を伝えることもでき、滞納保険料の徴収事務に効果的であるため訪問催告は積極的に実施されたい。

なお、担当部局によると、平成24年11月頃より、訪問催告を開始したとのことである。

(2) 差押え

大津市の後期高齢債権管理マニュアルには、差押えの目的、手続き手順や物件毎の手続きなどが記載されているが、差押えは実際行っておらず、具体的な検討もされていない。差押えの手続きに入る前の、訪問催告や財産調査も行われていないのが実態である。

広域連合の滋賀県下19の市町でも差押えを実行している市町は少ないが、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、野洲市、守山市、東近江市の六つの主要な市では差押えの実績がある。大津市も高齢化に伴い被保険者が増える事を踏まえ、債権の確保と悪質滞納者に対し大津市の姿勢を示すため、差押えを実施すべきである。

第10章 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

I. 概要

1. 制度の概要

(1) 制度のあらまし

母子寡婦福祉資金貸付事業（以下「本事業」という）は、母子福祉貸付制度と寡婦福祉貸付制度の二つの制度から成り立っている。貸付対象者の違いから、母子福祉貸付制度を補完する形で寡婦福祉貸付制度があるが、この二つの制度は密接に関連している。大きく区分けすると、母子福祉貸付制度は母子家庭の母に対する貸付制度であり寡婦福祉貸付制度は寡婦に対する貸付制度である。その定義は次のようになっている。

（母子家庭の母の定義）

配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（母子及び寡婦福祉法第13条）

児童とは20歳に満たない者をいう（母子及び寡婦福祉法第6条）

（寡婦の定義）

配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。（母子及び寡婦福祉法第6条第3項）

母子福祉資金の貸付制度は、母子家庭の経済的自立を図る制度として、母子福祉対策のなかでもっとも重要な位置を占めている。この制度は母子及び寡婦福祉法に基づいて行われているものであって、都道府県・指定都市及び中核市を実施主体とし20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子に対して、児童の高等学校や大学などの修学資金を中心に貸し付けられている。また、寡婦福祉資金の貸付制度は、制度の本質は母子福祉資金貸付制度と同じであるが、例えば20歳以上の子を扶養している場合などは母子福祉資金の貸付を受けることが出来ないことから、この部分をカバーする形の制度となっている。

これらの母子福祉資金貸付制度並びに寡婦福祉資金貸付制度（以下「本制度」という）は助成金ではなく貸付金であるため、償還が義務づけられており、資金の種類に応じて償還期間、利率、保証人などが定められている。

本制度の運用については、都道府県・指定都市及び中核市が特別会計を設けて貸付を行っているが、その財源としては、国及び都道府県等が繰入れる原資と償還金等が充てられている。

大津市における本事業は市の中核市移行に伴い、平成21年度より滋賀県から移譲され開始した事業であり、母子及び寡婦福祉法第13条に基づき、配偶者のない女性の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため修学資金等の貸付を行っている。

(2) 貸付資金の目的

母子家庭及び寡婦（以下「母子家庭等」という）に対し、その生活の安定と向上のために必要な貸付を行うことにより経済的自立の助成・生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(3) 貸付資金の対象者

母子福祉資金貸付制度の貸付対象者は以下のとおりである。

- ①母子家庭の母
- ②母子福祉団体
- ③父母のない児童
- ④配偶者のない女子が扶養している児童

寡婦福祉資金貸付制度の貸付対象者は以下のとおりである。

- ①寡婦
- ②40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外

(4) 貸付金の種類とその概要

①事業開始資金

事業を開始するに際して必要とする設備費、什器・材料等の購入費等（家賃や人件費は含まれない）に充当する資金で、現に営んでいる事業を拡張するのに要する費用はこの貸付金に含まれない。

②事業継続資金

現に営んでいる事業を継続するために、商品、材料等を購入するためのいわゆる運転資金であるが、家賃や人件費、借入金返済に充てることは貸付対象外となる。

③修学資金

修学資金は後記載「事務の執行」で取り上げるため、ここでは省略する。

④技能習得資金

自ら事業を開始し、又は就職するための知識技能を習得するのに必要な授業料、交通費、材料費等に充当する資金で、パソコン等の技術習得や資格取得の費用を含むが、就労につながる、若しくは給料が上がるなどの雇用条件の改善が条件となる。

⑤修業資金

子どもが事業を開始し、又は就職するための必要な知識、技能を習得させるのに必要な授業料・書籍代・交通費に充当する資金。

⑥就職支度資金

本人又は児童が就職するに際し必要とする被服、履物等及び通勤用自動車の購入等に必要な資金。

⑦医療介護資金

本人又は児童の医療費の自己負担分、又は介護保険サービスの利用者負担額に充当する資金。

⑧生活資金

知識技能を取得している間、医療又は介護を受けている間の生活の安定・維持のために必要な資金。又は、配偶者のいない女子となって7年未満の者、若しくは離職から1年未満の配偶者のいない女子の生活の安定・維持のために必要な資金。

⑨住宅資金

現に居住している住宅を補修し、保全し、改築し又は増築するのに必要な資金。

⑩転宅資金

住居の転居に際し必要な経費（敷金、前家賃等の一時金、引越し運送費）に充当する資金で、転宅により生活の改善が見込まれることが条件となる。

⑪就学支度資金

子どもが学校へ入学する際に学校へ一括して納入しなければならない入学金、施設整備拡充費、教育充実費などの資金。

⑫結婚資金

子どもが婚姻する際に必要とする挙式披露のための経費、家具什器等の購入に充当する資金。

(5) 貸付実績

平成21年度から平成23年度の貸付実績は、以下の表のとおりである。

【平成21年度】

(単位：千円)

資金名	新規		継続		合計	
	件数	貸付金額	件数	貸付金額	件数	貸付金額
就学支度	12	3,168	—	—	12	3,168
修学	34	16,130	68	33,210	102	49,340
修業	1	600	—	—	1	600
技能修得	7	3,065	7	2,674	14	5,739
生活	9	3,627	6	2,542	15	6,169
転宅	1	170	—	—	1	170
合計	64	26,762	81	38,426	145	65,188

【平成22年度】

(単位：千円)

資金名	新規		継続		合計	
	件数	貸付金額	件数	貸付金額	件数	貸付金額
就学支度	28	9,865	—	—	28	9,865
修学	24	11,901	64	34,560	88	46,461
修業	—	—	1	600	1	600
技能修得	3	1,448	8	3,804	11	5,252
生活	4	4,105	1	846	5	4,951
転宅	1	260	—	—	1	260
合計	60	27,579	74	39,810	134	67,389

【平成23年度】

(単位：千円)

資金名	新規		継続		合計	
	件数	貸付金額	件数	貸付金額	件数	貸付金額
就学支度	18	4,804	—	—	18	4,804
修学	24	12,697	50	29,460	74	42,157
修業	2	1,105	—	—	2	1,105
技能修得	5	3,036	1	600	6	3,636
生活	4	3,330	3	641	7	3,971
転宅	—	—	—	—	—	—
合計	53	24,973	54	30,701	107	55,674

上記表からも分かるように、児童の修学資金への貸付が圧倒的に多く、平成23年度においては、貸付金実績額42,157千円で全体貸付実績額55,674千円の75.7%にあたる。件数においても修学資金貸付が74件で、全体貸付件数107件の69.1%にあたる。

修学資金とは児童が通う高等学校や大学の授業料、教科書代、並びに通学費などであり、年間必要額のうち自己資金又は親戚や前夫の援助で賄いきれない部分が貸付対象となり、その貸付金額を12ヶ月で除し3ヶ月毎に貸し付けるものであり、児童が大学へ通う場合には、4年間継続して3ヶ月毎に修学資金を貸し付けることが通例である。大学の入学金などは就学支度資金となり、修学資金と合わせて借入を申し入れるケースが多いが、これは一時金となる。

平成23年度における修学資金と就学支度資金を合わせた貸付実績額が48,961千円で全体の87.9%、件数も92件で全体の85.9%となっている。

多種類ある母子寡婦福祉資金貸付制度の中でも、修学資金と就学支度資金の利用が大半を占めており、全国平均においても同様の傾向が伺える。この結果からも、子どもに十分な学業を身につけさせたい母の気持ちと母子家庭における学費の負担が重いことを物語っている。

(6) 資金貸付手続き

貸付にかかる事務手続きについて「大津市母子寡婦福祉資金貸付マニュアル」に、留意点、申請手続き、貸付の適否、支払い、貸付要件などが記載されている。さらに貸付資金の種類ごとに具体的な事務手続きや貸付の適否が記載されている。

資金貸付の手続きの全体的な流れは以下の図のとおりである。

なお、図中の福祉事務所は大津市役所内にあり、福祉子ども部の政策監が福祉事務所長を兼務している。

融機関での支払により返済する。また、借主の希望により、繰上償還、繰上納入、償還回数の変更を行うことができる。

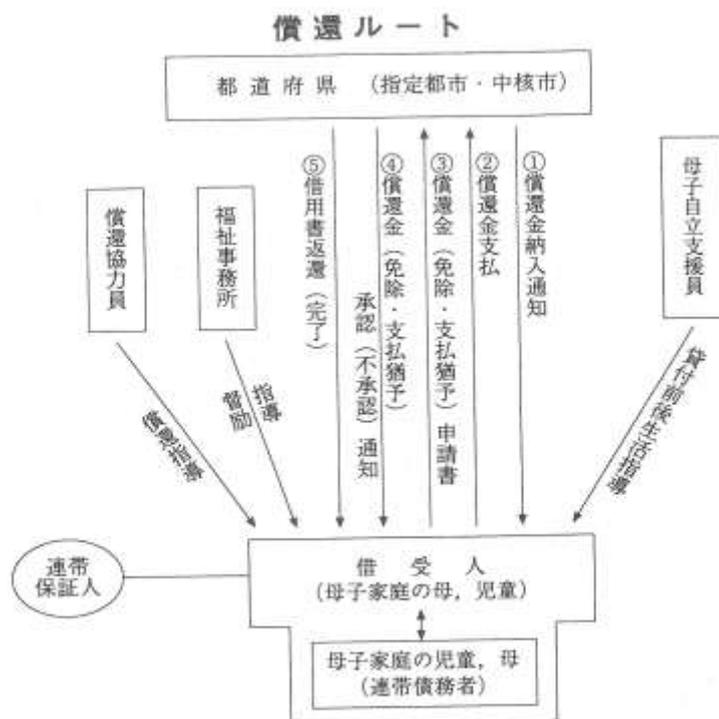
(8) 償還金の支払猶予、免除

災害、盗難、疾病、負傷その他のやむを得ない理由により借主が支払期間に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、返済を猶予することができる。また、高校入学時に就学支度資金と修学資金の貸し付けを受けた者の子が大学へ進学し、再び就学支度資金と修学資金の貸し付けを受けた場合には、最初の貸付金の償還を猶予することができる。ただし、大学を卒業した翌月（4月）から高校時代の貸付金の償還が開始され、6ヶ月後の10月から大学時代の貸付金の償還が開始される。

母子及び寡婦福祉法第15条には「都道府県は借主が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、議会の議決を経て貸付金の全部又は一部を免除することができる」とされている。

ただし、保証人又は連帯債務者に返済能力があると認められる場合には償還の免除は認められない。

償還の事務手続きの流れを下図示す。



(注) 本表は寡婦福祉貸付金も同様である。

(母子寡婦福祉ハンドブックより転記)

2. 事務の執行

天津市における当該事業の事務の執行については、貸付実績が一番多い修学資金の貸付を例にとり、その現状を説明する。

(1) 修学資金の内容

修学資金は子どもを学校に就学させるために必要な経費（授業料、通学費、教科外活動費、下宿代等）に充当する資金である。学校とは高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学又は大学を指す。

貸付限度額は高等学校で月額18,000円（国公立）から35,000円（私立）、大学で月額45,000円（国公立）から64,000円（私立）である。

償還期限は10年以内で学校卒業後6ヶ月の据置期間を経て、7ヶ月後から月々の償還が開始される。利息は連帯保証人を有することにより無利子となる。

(2) 貸付に至るまでの申請、面談

事務の流れは次のとおりである。

①相談

主に中学3年生又は高校3年生の児童がいる母子家庭の母が天津市へ相談のため電話をかけてきた際に、高等学校や大学などへの進学希望状況などを聞き、貸付制度があることを伝える。貸付制度に対する相談があれば相談カードに記入する。

②面談

母子自立支援員（天津市の嘱託職員）が面談を行い、児童が進学することにより母子家庭の自立につながるかどうか、進学する意思は本当にあるのか、いくら資金が必要なのかなどの確認を行う。面談を2、3回繰り返してから申請書の記入へ移る。

④申請書

申請書の記入と同時に家計調査（申請者調書の記入）も行い、本当に修学資金が賄えないのか、家賃や食費などの出費を抑えることはできないのか、前夫や祖父母の援助は受けられないのかなどを細かく聞き取りする。また、ひとり親家庭福祉推進員の意見書も取り寄せる。

④審査会における審査

申請書を受け付けた月の翌月の審査会で審査にかかる（緊急を要する申請の場合は、この限りではない）。審査会の日が決まれば、連帯保証人へ直接電話して、連帯保証人の承諾を確認する。

⑤貸付実行

審査が通れば、貸付決定通知書を送り、借用書と返済する口座振替依頼書も同時に送る。借用書が本人から提出されたことを確認し、資金を貸し付ける。

(3) 貸付債権の管理

貸付債権の管理は母子・寡婦福祉資金貸付システム（以下「貸付システム」という。）

と大津市財務システム（以下「財務システム」という）の2つのシステムによるデータ管理を行っている。貸付システムでは借主又は貸付資金の種類ごとにデータ管理されており、口座振替による返済については、金融機関からの自動引き落としデータをもって、それ以外は財務システムからの情報を手で入力して、返済の消し込みを行っている。

担当部局によると、貸付システムの不具合が判明した時点（平成22年度）より、担当者が財務システムを基に、エクセルでの管理などを行っているとのことである。

3. 歳入歳出決算状況

平成21年度から平成23年度までの歳入歳出の状況は下記のとおりである。

(1) 歳入歳出の推移

歳入及び歳出

(単位：千円)

	科 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳 入	繰越金	—	54,404	45,988
	一般会計からの繰入金	34,000	12,700	4,893
	母子貸付金元金収入	28,212	31,192	40,180
	母子貸付金利子収入	19	50	30
	寡婦貸付金元金収入	328	462	388
	寡婦貸付金利子収入	2	—	—
	違約金・遅延利息	61	25	8
	市債（貸付事業債）	59,530	17,520	2,080
	歳入合計 ①	122,153	116,356	93,569
歳 出	事務費			
	旅費	8	4	5
	消耗品費	59	76	28
	印刷製本費	73	73	28
	通信運搬費	135	97	87
	委託料	701	1,142	1,058
	使用料及び賃借料	1,582	1,582	1,582
	事務費小計	2,561	2,977	2,792
	貸付金	65,188	67,389	55,674
	歳出合計 ②	67,749	70,367	58,466
次年度繰越額 ①－②		54,404	45,988	35,102

・繰越金は前年度の歳入から歳出を控除した金額であり、平成21年度は母子寡婦福祉資金貸付事業の最初の年度のため繰越金は存在しないが、平成22年度及び平成23年度においては貸付財源に占める割合は大きなものとなっている。

・一般会計からの繰入金は、一定の方法（後記載）により算出された金額である。

- ・母子、寡婦貸付金元金収入は償還された元金の回収額である。
- ・母子、寡婦貸付金利子収入は、連帯保証人がない場合の年1.5%の利率で計算された利息額である。
- ・違約金・遅延利息は遅延元金額につき年10.75%で計算された違約金の金額である。
- ・市債は一定の方法（後記載）により算出された金額であり、国からの借入金収入金額である。
- ・事務費は貸付金管理の電算システムに関するサポート委託料やシステム賃借料のほか、事務通信費などで、人件費は含まれていない。
- ・貸付金は母子寡婦福祉資金貸付事業での貸出金額である。

(2) 一般会計からの繰入金の算出方法

$$A = \text{当年度貸付金見込額} - \text{繰越金} - \text{母子・寡婦元金収入予算額} - \text{違約金予算額}$$

$$B = \text{事務費予算額} + \text{予備費予算額} - \text{母子・寡婦利子収入予算額}$$

$$\text{繰入金} = A \times 1/3 + B$$

上記算出方法により計算した3年間の繰入金は、以下の表のとおりである

(単位：千円)

区分・項目		平成21年度	平成22年度	平成23年度
A	貸付金見込額	116,409	110,000	87,516
	繰越金	—	△54,404	△45,989
	元金収入予算額	△26,974	△29,245	△38,376
	違約金予算額	△71	△71	△31
	差引 Aの金額	89,364	26,280	3,120
B	事務費予算額	3,250	2,990	2,884
	予備費予算額	1,000	1,000	1,000
	利子収入予算額	△84	△50	△31
	差引 Bの金額	4,166	3,940	3,853
繰入金	Aの1/3	29,788	8,760	1,040
	Bの金額	4,166	3,940	3,853
	合計が繰入金となる (C)	34,000	12,700	4,893

上記算出方法によると、まず、事務費及び予備費から貸付金の果実収入である利息を控除した実質的な事業運営費を一般会計からの資金で賄うという考え方であり、さらに年度予算の貸付見込額からその資金原資である繰越金と回収見込み元金を控除した残高、つまり貸付見込みの資金不足額の3分の1を一般会計からの資金で賄うという考え方である。従って平成23年度のように貸付見込額が少なく、元金収入（回収）予算額が多いと一般会計

からの繰入金は少なくなる。

しかし、この算出方法は繰入金を貸付見込額や元金回収額を予算の段階で決定しており、決算時には見直しはされない。平成21年度から平成23年度はいずれも、貸付けた金額は予算額よりも決算額が少なく、元金回収額は予算額よりも決算額が多い状況であった。

決算額を用いた金額で繰入金を算出した結果（D）と予算額による繰入金（C）とに下図のとおり差額がある。

（単位：千円）

区分・項目		平成21年度	平成22年度	平成23年度
A	貸付金決算額	65,188	67,389	55,674
	繰越金	—	△35,137	△17,137
	元金収入決算額	△28,540	△31,655	△40,568
	違約金決算額	△61	△25	△8
	差引 Aの金額	36,587	572	△2,039
B	事務費決算額	2,561	2,977	2,792
	予備費決算額	—	—	—
	利子収入決算額	△21	△51	△30
	差引 Bの金額	2,540	2,926	2,762
繰入金	Aの1/3	12,195	191	—
	Bの金額	2,540	2,926	2,762
	決算額による繰入金（D）	14,736	3,117	2,762
予算額による繰入金（C）		34,000	12,700	4,893
差額（C）－（D）		19,264	9,583	2,131

上記表の繰越金は決算額ではなく、一般会計からの繰入金収入を予算額ベースから決算額ベースに計算し直した結果算出された金額である。

〔事務費分の見込みについて〕

一般会計からの繰入金のうちには事務費に充てる金額もあり、このことについても母子及び寡婦福祉法第36条第4項にその取り決めが示されている。

【母子及び寡婦福祉法第36条第4項】

貸付に関する事務に要する費用の額は、貸付金に係る利子、違約金、納付金及び徴収金のうち収納済となったものの額に3分の2の割合を乗じて得た額と、当該経費に充てるための一般会計からの繰入金の額との合計額を超えてはならない。

上記条文を算式にし、平成23年度決算額を当てはめると以下ようになり、一般会計繰入金額は法律に抵触はしていない。

（貸付事務費歳出額） （利子＋違約金） （※一般会計繰入金）

2,792千円 < (30千円＋8千円) × 2/3 + 3,853千円 = 3,878千円

※一般会計繰入金は事務費に充当された一般会計からの繰入金収入である。

しかし、平成21年度から平成23年度までは、毎年の決算において、事務費に充当された一般会計からの繰入金（繰入金の計算過程から事務費に充当されるべき額と判断）が、実際の事務費の歳出額を上回っている。

（単位：千円）

項目 / 年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計繰入金 歳入額のうち、 事務費に充当 される額	事務費予算額	3,250	2,990	2,884
	予備費予算額	1,000	1,000	1,000
	利子収入予算額	△84	△50	△31
	差引繰入金	4,166	3,940	3,853
事務費の歳出額		2,561	2,977	2,792
差引 過剰となった繰入金		1,605	963	1,061

上記表から毎年の予備費予算額1,000千円が、過剰繰入相当額となっており、予備費が使用されたこともない。

（3）市債（国からの借入金）の算出方法

$$A = \text{当年度貸付金見込額} - \text{繰越金} - \text{母子・寡婦元金収入予算額} - \text{違約金予算額}$$

$$\text{市債額} = A \times 2 / 3$$

（単位：千円）

区分・項目		平成21年度	平成22年度	平成23年度
A	貸付金見込額	116,409	110,000	87,516
	繰越金	—	△54,404	△45,989
	元金収入予算額	△26,974	△29,245	△38,377
	違約金予算額	△71	△71	△31
	差引Aの金額	89,364	26,280	3,120
市債額	A×2/3	59,576	17,520	2,080

（4）滋賀県からの債権譲渡

①概要

「中核市に対する事務移譲に伴う母子及び寡婦福祉資金貸付金債権譲渡契約書」が平成21年4月1日に滋賀県と大津市との間で交わされており、大津市が中核市に指定されたことに伴い、滋賀県が行っていた母子及び寡婦福祉貸付事業を大津市に移譲するとともに、当該貸付金のうち大津市内に住所を有するものに対する貸付金を滋賀県が大津市へ譲渡した。

ただし、債権譲渡価格及び支払条件は別に厚生労働大臣が財務大臣及び総務大臣と協議するものとされていた。

②債権譲渡価格

滋賀県から大津市へ移譲された貸付金等は以下のとおりで、大津市内に住所を有する者の全てに対する「償還すべき額」を基本として算定されている。

【債権譲渡価格】

(単位：千円)

区 分	総額	元金	利子	違約金
滞納分	10,770	9,641	132	995
未調定分	313,419	313,269	150	—
債権譲渡総額	324,190	322,911	283	995
債権放棄額	△10,072	△8,792	△283	△995
差引譲渡価格	314,117	314,117	—	—

債権譲渡総額は譲渡する債権の対象者を大津市の中核市指定日（平成21年4月1日）現在において現に大津市の区域に住所を有するすべての者とし、対象債権額を償還すべき額と協議し決定された。

さらに、債権譲渡総額のうち県に帰属する債権額から債権放棄額を控除した額を債権譲渡価格と決定した。

上記債権譲渡価格を国の貸付財源部分（滋賀県が借り受けた国庫借入金）と県の一般会計からの繰入金財源部分に区分した。

(単位：千円)

区 分	元金 ①	利子、違約金 ②	債権放棄額 ③	譲渡価格 ①+②-③
国の債権額	213,738	—	—	213,738
県の債権額	109,172	1,279	10,072	100,379
合 計	322,911	1,279	10,072	314,117

なお、債権譲渡以後は、国の債権額は大津市が国から借り受けたものとみなされ、県の債権額は大津市が県から借り受けたものとし、県へ分割返済することとなった。

③滋賀県からの債権譲渡価格の見直し及び支払方法

「中核市に対する事務移譲に伴う母子及び寡婦福祉資金貸付金債権譲渡の譲渡価格及び支払条件に関する契約書」が平成24年3月16日に滋賀県と大津市との間で交わされており、譲渡価格及び支払方法は次のとおりとされた。

譲渡価格 100,379千円

支払方法 平成24年3月31日から平成33年3月31日まで

10年間の10回分割払い。

平成24年3月31日払い 10,046千円

平成25年3月31日払い以降 10,037千円×9回

なお、滋賀県から大津市へ譲渡された債権価格は、平成21年12月の協議時は96,189千円であったが、平成24年1月に滋賀県と大津市との間で再協議が行われた結果、譲渡価格が100,379千円となり4,190千円増額した。

増額の原因は、債権放棄額算出の根拠となる償還率が国の指導により見直され、債権放棄額が減少したことによる。

(5) 市債（国からの借入）並びに県からの借入金の残高

市債と県からの借入金残高推移

(単位：千円)

	内 訳	平成21年度	平成22年度	平成23年度	備考
国からの借入金	譲渡時：国	213,738	213,738	213,738	
	平成21年度市債	59,530	59,530	59,530	平成21年発生分
	平成22年度市債	—	17,520	17,520	平成22年発生分
	平成23年度市債	—	—	2,080	平成23年発生分
	国借入合計	273,268	290,788	292,868	
県からの借入金	譲渡時：県	96,189	96,189	100,379	再協議により変更
	返済額	—	—	△10,046	10年分割返済
	県借入合計	96,189	96,189	90,333	
借入金残高 総合計		369,458	386,978	383,201	

II. 監査手続

母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計について以下の監査手続を実施した。

1. 全般事項

- (1) 担当部局から制度の内容、事務の執行状況等についてヒアリングを実施した。
- (2) 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の過去3年間の決算書を入手し分析を実施した。
- (3) 「大津市母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付に関する規則」及び「母子寡婦福祉ハンドブック」を入手し、該当項目について関係法令並びに解説等を確認した。
- (4) 特別会計の主な歳入歳出項目についての内容検討及び根拠資料を入手し検証した。
- (5) 平成21年度大津市包括外部監査報告書の中の、母子寡婦福祉資金についての個別検討事項を検討した。

2. 母子寡婦福祉資金貸付金債権譲渡

- (1) 譲渡価格に関しては中核市に対する事務移譲に伴う母子及び寡婦福祉資金貸付金債権譲渡契約書、母子及び寡婦福祉資金貸付金の大津市への債権譲渡にかかる協議事項等を閲覧検討し確認した。

3. 貸付の事務

- (1) 「大津市母子福祉資金及び寡婦福祉資金事務取扱要領」及び「大津市母子寡婦福祉資金貸付マニュアル」を入手し、その内容把握を行い、担当部局に貸付手続きについてヒアリングを実施した。
- (2) 平成23年度の実行された貸付事案数点について、申請書や調書などの書類を閲覧し適法に処理されているか確認した。

4. 債権管理及び回収

- (1) 担当部局に債権の管理方法についてヒアリングを実施した。
- (2) 「母子寡婦福祉資金貸付借受人一覧表」及び「母子寡婦福祉資金貸付未納一覧表」を入手し、分析を行い、抽出した滞納者の台帳を閲覧した。

Ⅲ. 監査結果

記載すべき事項はない。

Ⅳ. 意見

1. 債権管理システムの不具合

平成21年度に母子寡婦福祉資金貸付事業を滋賀県から移管された際に導入した貸付システムに以下の不具合が生じているため、システム担当者が貸付システムとは別に、財務システムのデータを取り込み、エクセルで貸付金の管理や集計を行っている。

【不具合① 償還金額の集計】

第1収納日は借主が実際に償還金額を支払った日であり、第2収納日は第1収納日の後、大津市出納に入金が確認された日である。この第1、第2収納日の関係で、貸付システム内では第1収納日が償還日となるが、財務システム内では第2収納日が償還日となり、償還金額の集計額に差異が生じている。借主の引落預金口座若しくは、収納口座である大津市の預金口座から、実際に大津市出納へ入金されるまでに金融機関の関係から1日から3日のタイムラグがある。例えば、決算の出納閉鎖5月31日に引落された償還金は第1収納日が基準である貸付システムでは償還済みとなるが、第2収納日が基準である財務システムでは、未償還となる。このため、借主個々の1年間の償還累計額を全体集計した金額と財務システムの1年間の償還合計額とに差異が生じている状態が平成24年10月末時点で未改善である。

【不具合② 調定金額の集計】

貸付システム内の計算式エラーにより、歳入となる借主個々からの毎月償還されるべき調定額を年間集計すると、全く違う数字となる。

この部分の不具合は、原因が平成24年10月頃分かり、貸付システム開発業者によって改善されたとのことである。

債権管理の基幹となる貸付システムに不具合があり、業務に支障を来していることは明らかであり、その点について平成21年度の包括外部監査においても指摘、改善要求されていたにもかかわらず、平成22年度は一旦改善に着手しながら不完全に終わり、平成23年度は改善が行われることはなかった。

平成24年度10月より貸付システムの改善に着手し、貸付システムの開発会社に調査を依頼した結果、上記不具合②のような単純な計算ミスが発覚したとのことだが、担当部局が迅速に開発会社に調査依頼をしておけば、長期的な業務の不効率は回避できた。

担当部局によると課内のシステム担当者が毎年変わり、システムに不慣れなまま次の担当者へ引き継いでいたため、システムの不具合、不都合に気づいてはいたが改善にまでは至らなかった、とのことである。

債権管理を別のエクセルで集計管理せざるを得ない状況は、業務の不効率と言わざるを得ず、早期に改善に着手すべきであった。今後は、システムエラーなど開発会社の瑕疵も含め、その責任の所在を明らかにした上で、担当部局と開発会社が協力し、未改善の不具合の部分を早急に改善し、適正かつ効率的な債権管理体制を確立されたい。

2. 一般会計からの繰入金について

前述したように一般会計からの繰入金の計算が予算額に基づいて計算されているので、決算額の数値を使って繰入金を計算し直すと下表のとおりとなる。

繰入金額の予算額ベースと決算額ベースの比較 (単位：千円)

項目／年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
予算額による現状の計算	34,000	12,700	4,893
決算額に置き直した場合	14,736	3,117	2,762
差額	19,264	9,583	2,131

過去3年間の全ての年度において、予算に基づいて計算された一般会計からの繰入金が過大となる結果となった。この結果は、繰越金に対しても同様の影響を与えるものとなる。

この主な原因は、貸付金の実行金額の見込みが違ったことにある。

貸付金実行金額の比較 (単位：千円)

項目／年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
貸付金の予算額	116,409	110,000	87,516
貸付金の実行額	65,188	67,389	55,674
差額	51,211	42,611	31,842
差額 × 1/3	17,070	14,203	10,614

母子及び寡婦福祉法第37条第1項に、一般会計からの繰入金のうち、貸付金の財源に充てられる金額の2倍の金額を国から大津市へ貸し付けるとされており、一旦実行された一般会計からの繰入金を決算時に見直す場合には、決算までに既に実行されている国からの借入金も見直さなければならなくなる。担当部局によると、一般会計からの繰入れを行ったことが確認された後、国からの借入金の交付を受けるので、その交付後に国からの借入金額を変更するのは困難とのことである。

【母子及び寡婦福祉法第37条第1項】

国は、都道府県が福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰入れる金額の2倍に相当する金額を、当該繰入れが行われる年度において、無利子で当該都道府県に貸し付けるものとする。

一般会計からの繰入金の算定を予算金額で行わなければならないのであれば、今後は予算時における貸付金見込額等を過去の実績を参考にして実績との差額があまり乖離しないように厳格に算定し、過大な繰入とならないように留意されたい。

3. 回収率と長期滞納者への対応

平成21年度から平成23年度までの貸付金の未収額が年々増加している。特に繰越分の未収額が増え、寡婦の方の貸付金の回収率が低い状態である。

【母子福祉資金貸付金】

(単位：千円)

		調定額	収入済額	収入未済額	収納率
平成21年度	繰越分	8,587	2,181	6,405	25.4%
	現年分	26,746	25,508	1,237	95.4%
	合計	35,333	27,689	7,642	78.4%
平成22年度	繰越分	7,643	1,794	5,849	23.5%
	現年分	31,587	29,398	2,188	93.1%
	合計	39,230	31,192	8,037	79.5%
平成23年度	繰越分	8,037	1,176	6,861	14.6%
	現年分	42,657	39,003	3,653	91.4%
	合計	50,694	40,179	10,514	79.3%

【寡婦福祉資金貸付金】

(単位：千円)

		調定額	収入済額	収入未済額	収納率
平成21年度	繰越分	1,054	307	747	29.1%
	現年分	554	489	64	88.3%
	合計	1,608	796	812	49.5%
平成22年度	繰越分	812	100	712	12.3%
	現年分	362	362	—	100%
	合計	1,174	462	712	39.4%
平成23年度	繰越分	712	20	692	2.8%
	現年分	368	368	—	100%
	合計	1,080	388	692	35.9%

滞納者個々の未納額を貸付未納一覧表でみることができるが、50千円以下の少額なものが多く、50千円を超えるものはあまり見受けられない。また、最終納付額も最近の日付のものも多く、長期滞納にはなっているものは少ない。これらの状況から、担当部局は少額ではあるが頻繁に交渉、回収に努めていると思われる。

大津市の母子福祉資金の平成22年度の現年度分元利回収率も92.5%で中核市40市のうち第3位であり、全国平均79.3%を上回っている。

しかし、年々増加する未収金についてもしっかりと対策を講じ、長期化、10千円未満の少額、返済者の高齢など、債権管理に要する費用や労力を押し量り、行える努力はすべて実施した後に、事務の効率化の観点から債権放棄等の基準の策定を検討されたい。